

# 会計参与制度の 概要と導入ポイント

## Contents

- 1 会計参与制度創設の背景と会計参与制度の概要  
.....
- 2 会計参与の設置による財務諸表の信頼性向上  
.....
- 3 代表的な職務内容と会計参与が有する権限と責任  
.....
- 4 会計参与と会計監査人との相違点  
.....
- 5 会計参与に対する報酬とリスク  
.....



# 1 会計参与制度創設の背景と会計参与制度の概要

## >>>会計参与制度創設の背景

会計参与制度が創設された目的は、中小企業の資金調達の円滑化を実現することです。中小企業に対する金融機関の融資姿勢は大企業に対するものと比較して、あまり積極的でない指摘されています。その理由としては、商法上監査義務がない中小企業については財政状態などに関する情報が少ないことや仮に情報が存在したとしても第三者からみた判断材料として信頼に足るものではないという事が大きな理由とされています。

そこで、企業の計算書類の適正性・信頼性の向上を図り、金融機関が融資をしやすいようにして、中小企業の資金調達の円滑化を目的として、「会計参与制度」が創設されました。

## >>>会計参与制度による会計士業界・税理士業界の関係

会計参与制度は、会計士業界と税理士業界との職域的ボーダーレス問題に歯止めをかけたという見方もあります。

会計分野への業務拡大を希望する税理士業界と監査業務の独占化を維持したい会計士業界では、過去に会計参与と同様な「会計調査人」という制度の創設が検討されたことがありました。しかし、「会計調査人」をめぐる問題は、問題が会計士業界と税理士業界との職域争いに論点が移ってしまったため、制度そのものは実現せずに終わりました。

その点、会計参与制度では、以前の検討案とは違い会計士業界、税理士業界の両業界にとってバランスの取れた内容となっています。

### < 会計参与制度の業務内容 >

主に税理士を想定した会計参与には、新たに計算書類の作成などを担わせている  
会計参与には監査の役割までは与えていない  
会計士である会計監査人の任意設置の範囲を小会社まで拡大している

上記のように創設された会計参与制度は、税理士と会計士の業務範囲の違いを明確にした内容であるため、職域争いが顕在化してくるにはいたりませんでした。

## >>>会計参与制度の必要性

企業を運営していく上での目的は、利益の極大化が第一となります。したがって、重要となる項目としてあげられるものは「売上はいくらか」、「利益はどれだけか」、「利益から借入金の返済にどれくらい充てられるのか」、「役員報酬はいくらか」など、常にお金に関する事が中心となります。

また、企業の株主、取締役のほか、企業の取引先にしても相手先企業のお金の出入りについて十分な情報を得たいと考えるのは当然のことといえます。そのため、売上や利益といった事項を明らかにする上で、企業の会計は極めて重要な部分といえます。

その企業の会計における信用性を確保する機関として、会計参与が制度化されました。

### < 会計参与制度創設に関する事情 >

以前は、粉飾決算が発覚すると融資した銀行の債権が不良債権化するということが多く発生しました。しかし、今後は、米国のように株価の変動などに対する周囲の投資家等の見方が機敏に反応する傾向にあります。

現に最近でも、ライブドアのフジテレビ株取得問題やライブドア自身の粉飾問題などのように、株の動向に対して周囲は常に注目をしていました。したがって、市場や投資家の存在を考慮する上でも会計の透明性を確保するために手段を講じておくことが必要となります。

このような経緯もあり、会社法によって会計の専門家、会計参与という企業の機関が会社法の中で新たに設けられました。

## >>>会計参与制度の概要

会計参与とは、公認会計士または税理士の資格を持つ会計人が企業の取締役や執行役などと共同で自社の計算書類を作成する社外取締役のような存在です。中小企業の計算書類の適正性を確保する目的から制度化されました。

大企業の場合には、従来より会計監査人の設置が義務付けられていますが、そのほかの中小企業では、大企業にある会計監査人の設置義務がありませんでした。そのため、中小企業では計算や会計の適正性を担保することが出来ない状況になっていました。会計参与制度は、そうした事を解消するための役割を担っています。

ただし、企業によっては、株主が固定少数で強い信頼関係で結ばれるなど、必ずしも会計の専門家に計算書類の作成を携わらせる必要のない場合も想定されます。そのため会計参与の設置は強制的な義務付けではなく、任意設置となっています。

また、会計参与の選任は、その会社の役員として株主総会で決められ、任期は取締役と同様に原則2年となっています。しかし、譲渡制限会社については、10年に伸長することができます。ただし、委員会設置会社では1年となっています。

以上をまとめると下記ようになります。

< 会計参与制度の概要 >

**計算書類の適正性**

会計参与制度とは、中小規模の株式会社における計算書類の適正性を保証することを主な目的とした制度です

**計算書類の作成**

会計参与とは、株式会社に対して新たに設けられる機関であり、公認会計士又は税理士の資格を持つ者が、その会社の取締役等と共同して計算書類を作成することなどをその職務とするものです

**計算書類の保存と開示義務**

会計参与は、株式会社の規模にかかわらず、任意に設置することができる機関です。そしてその会計参与は、計算書類の作成だけではなく、会社とは別に計算書類を保存し、株主や債権者に対して、これを開示する義務を負っています

## 2

## 会計参与の設置による財務諸表の信頼性向上

>>>会計参与になるための資格

会計参与になる資格を有するのは公認会計士または税理士（監査法人又は税理士法人を含む）です。企業側では、定款に会計参与を設置する旨を定め、株主総会で会計参与を選任します。その際に会計参与となる者は、その企業の取締役、監査役、執行役およびその企業を監査する会計監査人等との兼務は認められていません。

<税理士か公認会計士か>

会計参与には、公認会計士でも税理士でもなることが出来ますが、大企業では会計監査人の設置が義務付けられていますので、新たに会計参与を設置するのは主に会計監査人の設置が義務付けられていない中小企業と想定されています。そのため、会計参与の主な担い手は中小企業とつながりの深い税理士になるものと思われれます。

例えば、これまで計算書類の作成などに関与してきた税理士などを、会社法により裏打ちされた『会計参与』に選任する等ケースなどが考えられます。

>>>会計参与の設置による財務諸表の信頼性向上

会計参与は、特例有限会社を除くすべての株式会社で任意的に設置が認められます。ただし唯一の例外として、取締役会を設置しながら監査役を設置しない株式会社（公開会社でなく、かつ大会社でないものにのみこの形態が認められます）については、会計参与の設置が義務付けられています。

会計参与制度には、中小企業の財務諸表の信頼性向上と「会計参与」に対して「中小企業の会計保証人」というような責任ある立場を与え、会社間の取引や融資などにおける一定の担保をするという意味合いがあります。

現在、財務諸表を公表していない会社でも、一般的に取引先、興信所を通じて大体の経営状況に関する情報を入手することが出来ます。仮に粉飾決算が行われていたとしても、経営者として粉飾決算の財務諸表を長期にわたって維持することは困難と考えられます。

そのため、中小企業経営者は、今後、経営の業績がそのまま財務諸表に反映されるということの重要性を十分に認識する必要があります。また、会計参与を経営の透明性を高めるために、積極的に活用していくことが重要と考えられます。

### 3

## 代表的な職務内容と会計参与が有する権限と責任

### >>>会計参与の職務内容

会計参与はその職務として、計算書類の作成や保存といった業務を担っています。

#### < 会計参与の代表的な職務 >

会計参与は、取締役・執行役と共同して、計算書類を作成しなければなりません  
(会社法 374 条 1 項・ 6 項)

会計参与は株主総会において、計算書類に関して株主が求めた事項について説明しなければなりません  
(会社法 314 条)

会計参与は、企業が保存するのとは別に、計算書類を 5 年間保存しなければなりません  
(会社法 378 条 1 項)

取締役等と共同で計算書類を作成するということになっていますので、会計参与も企業の取締役も単独で計算書類を作成する事は出来ません。

したがって、双方の合意のもとで計算書類を作成する必要があります。万一、合意できない場合には、会計参与は辞任するか株主総会で意見の陳述をしなければなりません。(会社法 377 条)

### >>>会計参与が有する権限と責任

会計参与は、計算書類を作成するために必要な下記のような権限を有しています。

#### < 会計参与の権限 >

計算書類を承認するための取締役会への出席  
子会社への調査

また、会社法においては、会計参与が企業や第三者に対して有する責任については、社外取締役とおなじような規律とするとしています。つまり、会計参与がその任務を怠ったときには、企業に対して損害賠償責任を負い、また、職務を行う上での悪意または重大な過失が生じた際には、第三者に生じた損害に対し賠償責任を負うこととなります。企業に対する責任に関しては株主代表訴訟の対象にもなります。

具体的には次のような責任を負うことになります。

### < 会計参与の責任 >

#### 会社に対する責任

取締役の任務懈怠責任と同じく会社法 423 条の損害賠償責任があります。この責任について、株主の同意がなければ免除できない規定（会社法 324 条）株主総会での責任一部免除規定（会社法 325 条）定款の定めによる取締役会決議による責任一部免除規定（会社法 326 条）責任限定契約規程（会社法 347 条）についての適用もあります。またこの責任は株主代表訴訟の対象ともなっています。（会社法 847 条）

#### 会社及び第三者に対する責任

万一、計算書類に意図的な悪意や重大な過失があるときには、それにより第三者に生じた損害を賠償する責任があります。（会社法 429 条）計算書類などに虚偽の記載があることが判明した時には、作成に当たり注意を怠らなかったということを証明しない場合、会計参与は損害賠償責任を負うと定められてもいます。

ただし、会計参与の企業に対する賠償責任額については、定款の定めにより責任限定規定が設けられています。万一の際、企業に対して会計参与が負う賠償責任額は、企業と会計参与との間での契約で、「予め企業が定めた額」と「報酬などの2年分」のいずれか高い額とすることが可能となっています。

### >>> 計算書類の作成に支障が生じた場合

会計参与の意見が取締役等と対立し、計算書類が作成できない場合には、会計参与の辞任が認められおり、株主総会において辞任の理由を述べるすることができます。会計参与の辞任によって法律または定款で定めた会計参与の人数が欠けた株式会社においては、計算書類を作成するため、下記の事項について臨時株主総会を招集する必要があります。さらに、辞任した会計参与は、一時会計参与の職務を行うべき者の選任を裁判所に申し立てることができます。

### < 臨時株主総会の決議事項 >

後任の会計参与を選任する

定款を変更し、会計参与を設置する旨の規定を削除する

また、会計参与は辞任せずに意見が異なった事項等について、株主総会の場でその意見を述べるすることができます。ただし、この場合、計算書類を作成するためには、株主総会で取締役を選任し直す等、計算書類の作成を可能とするための措置を講じる必要があります。

## 4 会計参与と会計監査人との相違点

### >>>会計参与と会計監査人との相違点

会計参与と会計監査人を比較すると、基本的にその性格や役割が異なっています。公認会計士は会計監査人として、計算書類の適正性・信頼性を確保するという役割を担っており、企業内で作成された計算書類を外部からチェックを行います。

一方で会計参与は、企業の内部機関として取締役等と共同して計算書類の作成を行なうという業務を担っており、会計参与と会計監査人とはその根本的な意味合いが異なります。

会計参与の役割は計算書類の作成だけではなく、株主総会で株主から計算書類に関する説明の提示を受けた場合はそれに応じる義務があります。また、会計参与は参与先の企業とは別に、作成された計算書類の保存をしなければならないという義務も負っています。

計算書類の保存期間は5年間ですが、その間、株主から閲覧などの請求が行われた場合には、それに応じなくてはなりません。

下記のように比較すると、会計参与人と会計監査人は職務としての役割が根本的に違う事を理解することができます。

#### < 会計参与と会計監査人との相違点 >

	会計参与	会計監査人
設 置	全ての会社で任意に設置可能	大会社：設置を強制 大会社以外：設置は任意
資 格	公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人	公認会計士、監査法人
職 務	計算書類の作成、株主総会での説明、計算書類の保存・開示など	計算書類等(会計に関する部分)の監査等
会社の機関としての位置づけ	会社の内部機関	会社の外部者
会社に対する責任	社外取締役と同様の規律を適用。責任の一部を免除制度の適用についても社外取締役と同様	監査役と同様の規律を適用。責任の一部免除制度の適用については社外取締役と同様
株主代表訴訟の対象	対 象	対 象
登 記	要(設置した旨、氏名又は名称を登記)	要(設置した旨、氏名又は名称を登記)

## 5 会計参与に対する報酬とリスク

### >>>会計参与の報酬

現在の顧問税理士に会計参与として就任を依頼する場合、顧問業務以外に会計参与としての新たな業務が発生するため、一般的には「会計参与報酬」といったものを別途で請求してくる税理士が多いものと思われます。また、責任制や業務負荷などを考慮して、会計参与になることを税理士側から辞退してくるといった可能性も考えられます。

現在の顧問税理士に会計参与に就任してほしいと考えている企業は、まず自社の顧問税理士が会計参与を請け負うかどうかを確認することが先決です。

顧問税理士が既存の税理業務に加え、会計参与の業務を請け負った場合、契約料金がそれぞれに発生するのには理由があります。それは、税理士業務と会計参与業務は、根本的に職務そのものは勿論、その責任も全く異なるためです（別々の契約により、顧問税理士としての業務と会計参与として業務を明確に区分することも考えられます）。

中には、仕事を確保するためや長年の付き合いからなどの理由によって会計参与報酬を無料で業務を請け負う税理士の存在も考えられますが、会計参与という役割と責任の重さから考慮すると、その存在はそれほど多くはないと思われます。

### >>>会計参与が負うリスク

会計参与自身が負うリスクとして、まず考えられることは、会計参与は株主総会で選任されるため、株主に対して責任を負い、「株主代表訴訟」の対象になるということです。当然、会社や第三者に対しても責任を負うこととなります。

会計参与は、企業において現在の社外取締役と同様の責任を負うことになり、適切な仕事をしていなければ、企業側は会計参与に対して、報酬の2年分を損害賠償として請求することもできます。また、経営陣と会計参与との意見が対立し、会計参与が反対したまま、経営陣が勝手に粉飾を装った決算書を作成した場合に関しても、会計参与が辞任しなければ、経営陣と共同して決算書を作成したと見なされることとなります。

会計参与を辞任することは税理士等にとっては収入の減少につながり、また、会計参与を請け負うことで従来の税理士業務のほかに、会社内部の管理体制もチェックする必要性が生じるなど業務の増加が予想できます。

以上のように会計参与制度は、税理士にとっては大きな責任やリスクを伴うものになります。しかし、企業側としては、会計参与によって会計書類の信頼性の確保といった後ろ楯を得ることになるため活用する効果は高いものと考えられます。